

見附市告示第19号

見附市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月26日

見附市長 稲田 亮

見附市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程

見附市地方産業育成資金貸付規程（昭和56年見附市告示第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「三條信用組合」を「はばたき信用組合」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市地方産業育成資金貸付規程の規定は、令和5年11月20日から適用する。